

農地取得等に係る下限面積（別段面積）の設定について

下限面積について

農地を売買・貸借・贈与する際には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。許可基準のひとつに許可後の耕作面積が「50アールに達すること（北海道を除く）」という規定があります。（下限面積要件）

この下限面積を農林水産省の基準に従い、各農業委員会で独自に設定したものが別段面積です。（農地法第3条第2項第5号）

別段面積の設定について

農地の有効活用の推進・遊休農地の発生抑制、更には移住定住の促進を目的に、令和3年6月7日開催の第6回農業委員会総会で審議した結果、下限面積（別段の面積）は、以下のとおり決定しました。

1. 白石町青年等就農計画の認定を受けている者に限定した設定

別段の面積を適用する地域	白石町内全域
下限面積（別段の面積）	10アール
対象者	白石町青年等就農計画の認定を受けている者

2. 空き家・空き地に付随した農地に限定した設定

別段の面積を適用する地域	空き家・空き地に付随した農地 （農業委員会が指定した農地に限る）
下限面積（別段の面積）	1㎡

※ 空き家・空き地に付随した農地については、「白石町空き家・空き地バンク」への登録等の要件があります。

上記の設定に該当しない場合、農地を取得しようとする際の下限面積は、今までどおり50アールです。